別紙２　資源の有効な利用の促進に関する法律施行令第四条第二項第二号チの特殊の用途に使用する自動車を定める省令（案）の変更点

資源の有効な利用の促進に関する法律施行令第四条第二項第二号チの特殊の用途に使用する自動車を定める省令（案）の意見募集実施時からの変更点は以下のとおりです。なお、修正箇所のページ番号はパブコメ公募案のページ番号です。

整理番号	修正箇所	修正内容	備考
1	p2 附則第１項	「この省令は、令和八年四月一日から施行する。」と修正。	技術的修正